

平成 17 年 1 月 12 日

帳簿処分の調査についての

## 一部報告 と 情報提供のお願い

「長野県」調査委員会

昨年の 3 月からの約 10 ヶ月にわたる調査で、帳簿処分の問題については、そのおおよその輪郭が掴めてきましたが、肝心のところで、それぞれの当事者から未だに明確なご返事がいただけれておりません。

そこで核心となる部分について、私どもの調査の一部を公開し、県民の皆様から、「それはおかしい、実際はこうだ・・・。」とか、「そのとおりで、こんな事実もある・・・。」といった情報をお寄せいただければ、との気持ちから、これまでの調査の経過を、ごく一部で、しかも概略ではありますが、ご説明申し上げるものです。

### (1) なぜ 帳簿を処分したのか？

帳簿処分の理由としては、「保管する場所がなくなったから・・・」とか「教育委員会に問い合わせても、指示がなかったから・・・」と説明されているようですが、どうやら実際のところは、残しておくとマズイから処分したのではないかと思われるのです。

その理由は次のとおりです。

昨年の 3 月、当調査委員会が収集した資料の中から、招致委員会の「支出記入帳」と見られる資料のコピーが発見されました。このコピーの原本が正規の支出記入帳だとすると、約 9 千万円の使途不明金があり、決算をごまかしていることとなります。

だから「残しておくマズイ」から、処分したとも考えられます。

もし、疚しいところがなく、ホントに「つい処分してしまった、これは大変なことをした。やはり残しておくべきだった。」と思ったのなら、招致委員会の銀行口座は八十二銀行にしかないようですから、八十二銀行に頼めば、ある程度の帳簿の復元はできた筈です。

そこで、県民の皆様へのお願いです。

a. 発見された「支出記入帳のコピー」の一部の写しを、添付しました(添付資料A)。

このコピーについては、私どもは、ホンモノの支出記入帳をコピーしたものだろうと考えていますが、もし「それはホンモノではない。」という情報、あるいは逆に、「これはホンモノだ。」という情報をお持ちの方がいらっしゃれば、是非ともお教えいただきたいのです。

註;この「支出記入帳のコピー」の個人名などは、プライバシー保護などの観点から消してあります。また、この資料の全部については、分析作業の関係上、正式報告まではその公表を差し控えさせていただきます。

b. 上記コピーがホンモノの写しだとすると、約 9 千万円の使途不明金があることとなります。理由は「資金前渡による現金の出＝約 2 億 2 千 5 百万円」と「返却された残金＝約 1 億 3 千 5 百万円」の差が約 9 千万円となるからです。

具体的な資料で示しますと、「㊟第 97 次 I O C バーミンガム総会招致活動概要」(別添資料 B)が発見されていますが、ここにはバーミンガムでの使用経費の全部が記載されているはずでず。この資料の項目番号に記載されている金額と、先ほどの支出記入帳に手書きで㊟・㊦・㊧などの番号が付されている金額とがほぼ一致しておりまして、両者を突き合わせますと、前渡し金の未返却が約 9 千万円あることとなります。

この約 9 千万円について、「それは使途不明金ではない。使い道と金額はかくかくしかじかだ。」という具体的な情報、あるいは逆に、「うち△千万円については、当時は名前が出せなかったが▽▽に渡した。」などの情報があれば、お寄せ願いたいのです。

## (2) 帳簿は、いつ処分されたのか？

この帳簿がいつ処分されたのかについて公式な説明はありませんが、大方は「平成 4 年 3 月 31 日に処分した」と理解されているようです。しかし私どもの見るところでは、「住民グループからの住民監査請求に対応する準備期間中の、平成 4 年 7 月 20 日以降ではないか。」と思われます。

その理由は、先ず住民監査請求の対策会議(平成 4 年 6 月 17 日～)で、県の職員が先ほどの「㊟第 97 次 I O C バーミンガム総会招致活動概要」を作っています。この資料は、帳簿が残っていないとできない資料でありまして、この明細資料が作成されているということは、この時点では帳簿が残っていたことを示すものであろうと思うからです。

そして県の監査委員による事務監査が、同年 7 月 20 日から始まりました。この時、帳簿が残っていないと監査ができないわけですから、この監査が行われていたということも、この時期までは帳簿が残っていたことを示している、と考えるのが自然でしょう。

この関係を時系列で示したものを、併せて添付しておきました(別添資料 C)。

そこで県民の皆様へのお願いです。

c. 大方のご理解のように、「平成 4 年 3 月 31 日の、帳簿処分の現場におられた方」、あるいは逆に、「その後も、帳簿を見たことのある方」は、是非名乗り出てください、事実を教えてくださいたいのです。

## (3) 寄付金の集め方は、実際には「割り当て」ではなかったのか？

私どもの調査の過程で、県民の一部の方から「あの時の寄付集めは、事実上の割り当てのようだった。」との声がありました。

調べてみますと、「長野県スポーツ振興協力会」などの名前を使っていますが「県外募金応諾入金状況」(添付資料 D)などの一覧表があり、県の職員が率先して募金の目標額を定め、その入金状況のチェックを行っていた形跡があります。

もしこれが事実上の割り当てだとすると、「地方公共団体は、・・・住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄金(これに相当する物品を含む。)を割り当てて強制的に徴収(これに相当する行為を含む。)するようなことをしてはならない。」と定めた地方財政法(第 4 条の 5)に違反することになりかねません。

要は県民の皆様が、その時の寄付金の集め方を、どのように受け止めておられたのかが大事な  
ことだろうと思います。

そこで県民の皆様、特に自営業の方や企業の関係者の方へのお願いです。

d. あの時の寄付金の集め方は、「全く自然体で、割り当てのような感じはしなかった。」のか、  
それとも、「殆ど強制的だと受け止めた。」のか、ご記憶の範囲で教えてくださいと大変参考  
になります。

以上の 4 点のほかにも、経費の使い方など「これはケンカラン・・・」といった情報について、県  
民の皆様のお力を借りたく存じております。

お寄せいただける具体的な情報がありましたら、この 2 月 10 日までに、下記に封書またはメ  
ールを頂戴いたしたく存じます。

<情報連絡先>

(封書の場合) 〒380-8570 (長野県庁専用郵便番号のため住所は省略できます)

長野市南長野幅下 6 9 2 - 2

長野県経営戦略局信州ブランド戦略チーム内

「長野県」調査委員会会長 磯村元史 あて

(「親展」と朱書きの上でお送りください)

(メールの場合) [iwaset@attglobal.net](mailto:iwaset@attglobal.net)

できれば今年の 2 月末頃までには、このオリンピック招致活動の疑惑につき、上記以外の調査  
事項も含む報告書をまとめ、知事に提出したいと考えておりますが、その間、当時の県や招致委  
員会の上層部の方々からも、事情を拝聴する予定であります。その際に、皆様からの情報が貴重  
なものとなってまいりますので、ご協力のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

オリンピック招致活動の疑惑といえば、県の監査委員会が調べ、更に長野地検が捜査し、長野  
地裁が判断した結果、「違法はない」とされております。従って、国内法上は「この問題は決着済  
み」とされております。

もちろん、私どもも公的機関のご判断に異を唱えるものではありませんし、それ以上の調査が  
できるとも思っておりません。

ただ、公的機関とは別の視点から、県民の皆様の“何となくモヤモヤ”しているものを取り除  
く材料を提供できれば、との思いだけであります。

意のあるところをお汲み取りくだされば、幸いです。

<添付資料>

A. 招致委員会の「支出記入帳」と見られる資料のコピーの一部分

B. 平成 4 年 7 月前後に作成されたと見られる「**㊟**第 97 次 I O C パーミンガム総会招致活動概要」

(手書きの部分は原資料に記載のまま)

C. 当委員会が参考までに作成した「帳簿の処分前後の状況表」

D. 「県外募金応諾入金状況」(平成 3 年 1 月 23 日現在)

(以上)